

船橋市監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成26年度包括外部監査結果に係る措置状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成28年11月1日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	鈴 木 いくお
同	大 矢 敏 子

年度 管理 番号	頁	監査対象	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成28年7月1日現在)
7	19	会計課	指摘	事務機器に関する借受物品については、物品を管理する各所管課が借受物品管理簿を整理しなければならない。現状は、情報システム課が一元的に借受物品の情報を管理しているので、この情報を各課に提供し、管理簿を作成する必要がある。	情報システム課から各所属へ貸与している情報系パソコンを借受物品管理簿に記載して各課へ送付し、内容の確認・訂正を依頼した。 また、今後は情報システム課から借り受けているパソコン類については、今回配付した借受物品管理簿で管理することとし、今後貸与されているパソコンを情報システム課へ返却する場合や、追加の貸与があった場合は借受物品管理簿へ追記・修正を行うこととした。(平成27年11月24日付け、会第27号) なお、借受物品については、毎年調査し、会計管理者に物品調査報告書にて報告することとしている。
8	23	総務課	指摘	ア. 公文書の保存期間について 文書管理規則第10条の「一時的又は補助的な用途に用いる公文書」の判断は各所管課に委ねられているが、その判断が不適切な場合がある。従って、各所管課は、第10条により保存期間の設定を要しないと判断した公文書について、その判断の適否を再度点検しなければならない。また、課内共有フォルダに保存されている各種データについては、一時的又は補助的な用途に用いる公文書と位置付ける点について、市としての正式な見解を定め、規定等の指針を制定しなければならない。また同時に、データについては文書管理規則第17条第3項による廃棄の具体的指針を定め、全庁的に適切な運用が図られているかを確認する体制を構築する必要がある。 イ. 公文書の編冊について 各所管課は、複数年にわたり使用している公文書のファイルが、文書管理規程第41条に従い、終了した年度において文書管理体制に登録する簿冊へ編冊されているかを、再確認しなければならない。	平成27年11月20日付総第1179号にて、一時的又は補助的な用途に用いる公文書(各種データを除く)の判断について、各所管課で十分に検討を行うよう通知を発した。 また同通知の中で、課内共有フォルダに保存されている各種データの廃棄について一定の指針を提示し、各課に参考とするよう促した。
45	81	児童家庭課	指摘	(土地について) 夏見母子ホームについて、当該土地は、旧財務規則第168条・第169条、及び公有財産規則第32条・第34条に従って、土地台帳を作成しなければならない。 (建物について) 当該建物について、母子寮は既に解体され現存しないものの、建物台帳上で取得価格の記載がなく代わりに解体年月日を記載している点、及び自転車置場の取得価格や財産の評価換えの記録が未記入となっている点は、旧財務規則第169条(買入価格の登録)に違反している。従って、市は少なくとも現存する自転車置場については、その取得価格を調査して把握しなければならない。 また、建物は旧財務規則第170条により、3年ごとにその年の3月31日の現況について評価するとともに、評価換えをしたときは台帳にその結果を記載するとされているが、夏見母子ホームの建物台帳は、第170条の規定による評価が実施されたかどうかの証跡が残っていないため、同条による評価が適切に実施されていたかが確認できない状況にある。この点については、企画財政部管財課(現・財産管理課)による指導に沿って適切に対応しなければならない。	(土地台帳について) 土地台帳を作成したことをシステムにて確認済み(H28.3)
51	87	地域子育て支援課	指摘	(建物の登記について) 南本町子育て支援センター及び高根台子育て支援センターについて、旧財務規則では、公有財産の登記に關し、第166条第3項において、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする公有財産を取得したときは、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」という規定を定めているが、市有地上の建物であるか否かを登記の要否判断とする明確な基準等はない。そのため、両センターの建物が未登記である点について、合規性の判断ができなかつた。この点については、企画財政部管財課(現・財産管理課)による指導に沿って適切に対応しなければならない。 (台帳管理について) 公有財産は旧財務規則第169条に従い、台帳に買入価格を記載することになっていることから、南本町子育て支援センターの土地台帳及び高根台子育て支援センターの建物台帳は同条の規定に違反している。現在、導入過程にある固定資産管理システム上の同建物及び同土地の台帳を確認したところ、買入価格である取得価格が未入力の状態となっていた。 また、南本町子育て支援センターの建物台帳は、旧財務規則による紙台帳では取得価格が記入されているにも関わらず、システム上の同建物台帳には取得価格が未入力の状態となっていた。 このような未入力の状態を解消するために、市は早急に取得価格の調査を実施しなければならない。 また、土地及び建物は、旧財務規則第170条により、3年ごとにその年の3月31日の現況について評価するとともに、評価換えをしたときは台帳にその結果を記載するとされている。両センターにおける建物台帳は、第170条の規定による評価が実施されたかどうかの証跡が残っていないため、同条による評価が適切に実施されていたかが確認できない。この点については、企画財政部管財課(現・財産管理課)による指導に沿って適切に対応しなければならない。	(台帳管理について) 平成27年度中に固定資産台帳が整備されたため、対応済み。

65	101	職員課 (旧・保育課)	指摘	臨時職員賃金計算システムについて、パスワードの有効期限はなく、パスワードの変更が行われなくてもアクセス可能な状況である。当システムは個人情報や賃金情報を取り扱う重要なシステムであり、パスワードについては漏えいのリスクがあるため、パスワードの有効期限を設け、定期的に変更が必要な仕様にするなど情報セキュリティ対策基準に従ったアクセスコントロールを図る必要がある。	新システム移行時にパスワードの初期設定を行い、有効期限等の運用についてシステム業者と具体的に協議をし、平成28年7月15日付で定期的にパスワードを変更する仕様とした。
74	112	公立保育園管理課 (旧・保育課)	指摘	遊具の改造を行った場合には、その経緯が分かるように、備品台帳上、改造内容を補足情報として記載しておく必要がある。	全園に改造遊具の有無および改造内容の調査を行い、改造遊具を有している場合は、備品台帳上に補足を書き加えた(平成27年11月)。
142	175 186 190	療育支援課	指摘	さざんか学園及びたんぽぽ親子教室、子ども発達相談センターの建物台帳(表)の台帳価格が未記載となっていることについて、建物の買入価格等を建物台帳に記載することは、建物の金額的規模を表し、以後の維持管理等にも有益であることから、旧財務規則に従つて事務を執行すべきである。	さざんか学園の建物取得価格の建物台帳記載は処理済み。なお、さざんか学園は平成27年7月1日閉園し、園舎は倉庫も含め平成28年3月解体した。こども発達相談センターは調査により建築費が判明したため建物台帳への記載を行った。市立船橋特別支援学校高根台校舎内のたんぽぽ親子教室については、昭和39年の建築当時の取得価格が調査によっても把握できなかったため、建物台帳への記載は困難と判断した。
143	175	療育支援課	指摘	さざんか学園の建物台帳(裏)の明細番号1の倉庫について、旧財務規則第169条に従い、本来あるべき台帳価格を改めて記載する必要がある。	倉庫はさざんか学園園舎と併せて取得したため、倉庫単独の取得価格ではなく園舎と併せた取得価格で記載した。
160	192	療育支援課	指摘	こども発達相談センターデータベース管理システムで取り扱う情報資産を市が保護することは当然必要であるが、その取扱い内容から個人情報としての重要な側面も併せ持っている。その点を重視し、情報セキュリティ対策基準に従い、パスワードを定期的に変更しなければならない。	平成27年11月、セキュリティ対策としてID、パスワードを設定するようシステム改修を行い、パスワードは定期的に変更している。
180	214	学務課	指摘	統一した実務処理を行うため、就学援助の認定結果通知等の様式については規則等により定め、規則に沿った様式で学校長及び保護者に通知する必要がある。	様式を整理し、要綱を改正した。